

輸入品に対する内 国消費税の徴収等 に関する法律	第八十八条の三第 二項	たばこ税法	(平成十年法律第三十七号。次 項において「特別措置法」とい う)
国税通則法	(現行)	(現行)	(現行)
国税徴収法(昭和 三十四年法律第百 四十七号)	(現行)	(現行)	(現行)
災害被害者に対す る租税の減免、徴 収猶予等に関する 法律(昭和二十二 年法律第七十五 号)	(現行)	(現行)	(現行)
相続税法(昭和二 十五年法律第七十 三号)	(現行)	(現行)	(現行)
たばこ事業法(昭 和五十九年法律第 六十八号)	(現行)	(現行)	(現行)
金融機関等の更生 手続の特例等に関 する法律(平成八 年法律第九十五 号)	(現行)	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
会社更生法(平成 十四年法律第百五 十四号)	(現行)	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税

2 前項に定めるもののほか、たばこ特別税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的調整を要する他のこの章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

第六節 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によりたばこ特別税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十条第一項又は第十一条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 第一項第一号に規定するものは、第三十二条第一項の規定によりたばこ税の申告にあわせて申告しなければならぬたばこ特別税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないことによりたばこ特別税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イ、ロ若しくはニの規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同号の規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十九条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イ若しくはニの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人に對して当該各条の罰金を科する。

2 前項の規定により第二十一条第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罰金についての時効の期間による。

第四章 たばこ特別税の収入の帰属等

(たばこ特別税の収入の帰属)

第二十四条 各年度におけるたばこ特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入るものとする。

(国税収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例)

第二十五条 前条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)第六条第二項の規定の

輸入品に対する内 国消費税の徴収等 に関する法律	第八十八条の三第 二項	たばこ税法	たばこ税法及び特別措置法	(平成十年法律第百三十七号。次 項において「特別措置法」とい う。)
国税通則法	第二条第一号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税	
国稅徵收法（昭和 三十四年法律第百 四十七号）	第二条第三号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税	
災害被害者に対す る租税の減免、徴 収猶予等に関する 法律（昭和二十二 年法律第百七十二 号）	第七条第一項 第七条第二項	たばこ税 第十七条第一項若 しくは第五項	たばこ税、たばこ特別税	
	第七条第三項	地方揮発油税	地方揮発油税又はたばこ税及びた ばこ特別税	
	第七條第四項	これらの税目	揮発油税及び地方揮発油税又はた ばこ税及びたばこ特別税	
相統税法（昭和二 十五年法律第七十 三号）	第十四条第二項	地方揮発油税に係 るときは、地方揮 発油税法第十二 条第一項及び第三 項又は特別措置法 第十六条第一項 及び第三項	地方揮発油税又はたばこ税及びた ばこ特別税に係るときは、地方揮 発油税法第十二条第一項及び第三 項又は特別措置法第十六条第一項 及び第三項	
たばこ事業法（昭 和十九年法律第 九号）	第九条第一項	たばこ税及び たばこ特別税	たばこ税、たばこ特別税	たばこ税及び一般会計における債 務の承継等に伴い必要な財源の確 保に係る特別措置に関する法律

六十八号)	金融機関等の更生 手続の特例等に関 する法律（平成八 年法律第九十五 号）	第七十六条及び第 二百四十二条	たばこ税	保に係る特別措置に関する法律 （平成十年法律第百三十七号）に 規定するたばこ特別税並びに たばこ税、たばこ特別税
会社更生法（平成 十四年法律第百五 十四号）	第二百二十九条	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税	

2 前項に定めるもののほか、たばこ特別税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的読替えその他のこの章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 罰則

2 前項に定めるもののほか、たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合は、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 第一項第一号に規定するもののほか、第十二条第一項の規定によりたばこ税の申告にあわせて申告しなければならないたばこ特別税の申告を、当該たばこ税の申告書の提出期限までにあわせて申告しないうちによりたばこ特別税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イ、ロ若しくはニの規定による当該職員の写真に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同号の規定による検査若しくは採取を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十九条第一項において準用する国税通則法第七十四条の五第一号イ若しくはニの規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律